

平成 21 年 4 月 1 日現在

研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18530199
 研究課題名（和文） 医療・福祉サービス領域の雇用創出と労働力の専門職化に関する英仏2カ国比較研究
 研究課題名（英文） Comparative Study on Employment Creation and Professionalisation Of Care Work in the UK and France
 研究代表者
 三富 紀敬 (MITOMI KIYOSHI)
 静岡大学・人文学部・教授
 研究者番号：80135227

研究成果の概要：

医療・福祉産業の労働力の内ケアワーカーの就業者中の比率は、イギリスの4.1～4.8%、フランスの5.1～8.0%である。労働力の性別構成は主に女性であり、就業形態別にはパートタイムが多く、期限付きの労働契約も多い。賃金の支払い形態は、時間給が多い。賃金水準の低さと相俟って移動率は高く、労働力の慢性的な不足が認められる。こうした状況は、サービスの質に影響する。

専門職化は、早い国では1960年代に開始される。イギリスのケア基準に関する2000年法による2級以上の国家職業資格取得者の増加（60%、2005年）、フランスの社会生活助手国家資格証明と呼ばれる職業資格の制度化（2002年）と在宅介護分野における基本賃金の引き上げは、最近の専門職化を代表する動きである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	900,000	0	900,000
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	450,000	2,850,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：（分科）経済学（細目）経済政策

キーワード：社会保障

1. 研究開始当初の背景

欧米諸国では、医療・福祉産業が、1970年代中葉以降における主要な雇用創出源としてその位置を確保すると共に、両産業における高い労働力移動率と労働力の不充足が顕著になり、サービスの基本的な供給可能性と共にサービスの質を危うくする状況が、国を問わず広く確認される。

こうした状況は、今日では一段と加速され、将来的に医療・福祉ニーズが人口の高齢化と

も相俟って増加すると予測される中で、政策的な対応が早急に求められるところである。

以上の状況は、欧米諸国に止まらず日本にも認められる。

2. 研究の目的

本研究は、福祉国家類型論や家族政策の国際比較研究の成果に従えば、異なる類型として区別されるイギリスとフランスの2カ国における医療・福祉産業を直接の対象に、そこ

での雇用創出の規模を1970年から2010年の期間について確定した上で、労働力の専門職化(professionalisation of workforce)として総称される労働力確保の背景と政策体系及び課題について検討し、もって政策的な教訓を得ることを目的にする。

本研究は、この目的を果たすために少なくとも以下の内容を明らかにすることになる。

第1に、対象とする期間における雇用創出の規模と労働力の構成及び雇用の形態について明らかにすることである。

第2に、医療・福祉産業における労働力の移動率、不充足率とそれらの要因及びこれに伴う企業の経済的な負担について、特に労働力確保の問題が広く顕在化した1980年代以降2005年までの期間に絞って明らかにすることである。

第3に、労働力移動に伴うサービスの質の低下について、サービスの質の計数的な把握方法を確定した上で明らかにすることである。賃金・労働条件の水準や職業訓練の程度は、サービスの質に明らかに影響を及ぼすことの実証的な憲章である。

第4に、医療・福祉産業における労働力の確保に止まらず、サービス野室の確保にも必要であるとして提起された労働力の専門職化の体系と政策効果及びその課題について明らかにすることである。

最後に、主題に関わる2カ国の共通性と独自性について明らかにすることである。

日本におけるこれまでの研究は、対人サービス産業における雇用創出の可能性を理論的かつ実証的に扱う、若しくは、サービス産業における雇用創出の限界と公共サービス拡充の必要性に関する分析に止まり、いずれの場合にもサービスの質とその条件に関する作業は乏しい。

本研究は、日本におけるこうした研究の現状を批判的に意識するものである。

3. 研究の方法

文献研究の他、イギリス並びにフランス両国の業界団体や労働組合及び自治体とのメールによる情報の交換、関係資料の入手を元に作業を進め、これによって一次資料を元にする研究の遂行に努めた。また、フランスについてはリヨン大学東アジア研究所の研究者とのメールによる情報の入手も効果的に駆使したところである。

4. 研究成果

(1) ケアワーカーの就業者中の比率は、1970年以降高まりを見せているが、福祉国家類型により異なることも確かである。ケアリング諸国とも称される北欧諸国では、9.0% (スウェーデン) から10.0% (デンマーク) を記録するのに対して、この対極にある南欧あるい

は東欧諸国は、2.4% (スペイン) から3.0% (ハンガリー) に止まる。保守主義的な福祉国家類型に属する国々では、7.0% (オランダ、以上ロンドン大学の推計) 若しくは7.6% (オランダ) や5.1-8.0% (フランス、以上三富の推計) を記録する。さらに、自由主義的な福祉国家類型に属する国々は、5.0-5.7% (イギリス、ロンドン大学の推計)、3.0-3.3% (アメリカ)、4.5% (カナダ)、4.1-4.8% (イギリス、以上三富の推計) である。こうした福祉国家の類型による相違は、有償及び無償のケアワークに占める無償労働比率の相違と表現することもできる。例えばイギリスの介護労働に絞って言えばこの国の介護労働総量に占める無償労働の比率は、88.5%を占める。保育労働総量に占める無償労働の比率87.1%よりもやや高い。この国における無償労働の比率の高さが、ケアワーカーの就業者中の比率における相対的な低さとして現れることになる。

労働力の性別構成は主に女性であり、男性はいかにも少ない。これも福祉国家類型によりやや異なる (男性の保育士比率、イギリス3%、デンマーク6%、スウェーデン5-6%)。就業形態別には、パートタイムの比率が女性の平均的なパートタイム比率を超過。期限付きの労働契約も少なくない (スペイン36%、デンマーク、イギリス13-21%)。

賃金の支払い形態は、労働条件のありようを知る上で賃金水準と共に重要である。賃金形態は、パートタイマーの相対的な多さから推測されるように時間当たり賃金であることが少なくない。賃金水準は、キャリア形成機会の乏しさと相俟って低い。移動率は自ずと高い。結果として労働力の恒常的な不足が現れる。労働力は、対人サービスとしての医療・福祉産業の根幹を成すにも拘らず不足に直面する。新しい人材の確保は、低い賃金などの労働条件に制約されて思うに任せない。サービスは、勤続期間の短い、しかも限られた人員に担われることになる。職員間の知識と技術の共有は、1人仕事の広がり相俟って難しい。

こうした状況は、ひとり労働力の問題に止まらない。それは巡り巡って対人サービスの受け手にも影響を及ぼす。サービスが期待に沿って提供されるわけでないことからサービスの受け手の不満を蓄積させ、これが、サービスの担い手に対する暴力の姿を取って現れる。注目すべきは、この発生状況が福祉国家の類型によって大きく異なることである。ケアリング諸国と称される北欧諸国で少なく、自由主義的な福祉国家に属する国々で驚く程に多い (長期介護施設における入所者若しくはその家族による職員への暴力の頻度、「大体毎日」北欧4カ国6.6%、カナダ43.0%、「毎週」北欧4カ国11.4%、カナダ23.1%、

「毎月」北欧4カ国8.8%、カナダ7.8%、「それ程ではない」北欧4カ国44.6%、カナダ15.8%、「なし」北欧4カ国28.6%、カナダ10.3%。イギリスとフランスに関する計数はいまだ確定していないが、上の計数は、福祉国家の類型を異にする両国の状況がやや相違するのではないかと示唆するように考えられる。

専門職化の動きは、デンマークの1960年代におけるホームヘルパーへの専門的な職業訓練の導入を最初の経験にする。ヨーロッパ連合のリスボン宣言(2000年)は、高い水準のケアの提供と関わって専門職化を提起する。同じくヨーロッパ連合(EU)の『社会的保護と社会的包摂戦略』(計画期間2008-2010年)は、医療・福祉産業における労働力のキャリア形成などによる労働力の確保について提起し、全ての加盟国がこれに沿う政策文書を策定するよう義務付ける。また、国際労働機関(ILO)は、デーセントワーク戦略を掲げ、ケアワークの権利をその一部に位置付ける。デーセントワークは、キャリア形成をその内を含むことから、専門職化を展望すると考えて良い。

こうした動きも受けてイギリスでは、ケア基準に関する2000年法が『長期介護に関する王命委員会報告書』(99年)の勧告に沿って制定され、ケアワーカーによる国家職業資格の取得について定める。その半数は、2005年までに2級以上の資格を取得しなければならない。2級以上の資格取得者は、60%を記録する(2004年)。

フランスにおいては、社会生活助手国家資格証明(DEAVS)と呼ばれる職業資格が、2002年に新たに設けられる。これは、介護の分野に働く職員の職業資格の改善を目的にすると共に、在宅介護に携わる労働者のうち、特に職業資格を持つ労働者の基本賃金の引き上げを意図する制度化である。新たに設けられた職業資格を取得するならば、少なくとも在宅介護の分野においては基本賃金の引き上げを見込むことができる。これは、対人サービスの専門職化に向けた包括的な政策の一環である。職業資格の取得者は、制度化の仕組み、特に基本賃金の引き上げ効果もあって増加する。更に、在宅サービス基準が、デンマークやベルギーと同じようにサービスの質を確保する目的に沿って制定される。

両国における専門職化の動きが、サービスの質をどのように引き上げたかについては今後の引き続き検討課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

三富紀敬「欧米におけるケアワーカーの動向と政策上の教訓」『総合社会福祉研究』34号、20-27頁、2009年、有

三富紀敬「介護施設の対人援助労働者の受ける暴力に関する国際比較」(翻訳)『経済研究』13巻2号、121-133頁、2008年、無

三富紀敬「コミュニティケアの経済分析」『経済研究』12巻2号、43-58頁、2007年、無
〔学会発表〕(計 1件)

三富紀敬「介護者の確保育成策—国際比較の視点から—」社会政策学会秋季大会(於岩手大学)、2008年10月11日

〔図書〕(計 1件)

三富紀敬『イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開—』ミネルヴァ書房、1-418頁、2008年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三富 紀敬(MITOMI KIYOSHI)

静岡大学・人文学部・教授

研究者番号:80135227

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし